

石川県金沢市の取組み －ヒアリング調査結果の概要－

都市自治体における地域公共交通のあり方に関する研究会
日本都市センター 石田雄人



公益財団法人

日本都市センター

ヒアリング調査について

○実施日

平成26年9月24日(水)

○調査先

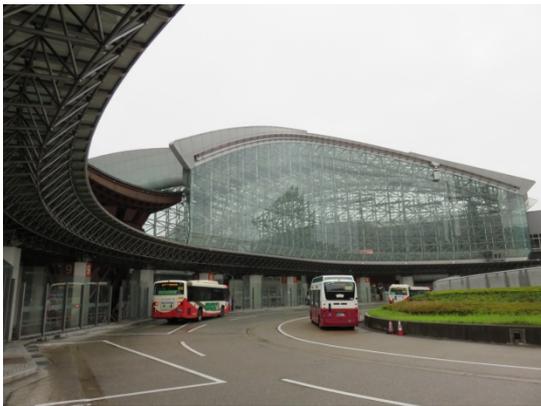
金沢市都市政策局交通政策部交通政策課

○調査者

内海委員(駒澤大学法学部教授)

板谷委員(運輸調査局情報センター主任研究員)

事務局(日本都市センター)



<金沢駅東口バスターミナルの様子>



<金沢駅東口の案内板>



<金沢市役所の外観>



公益財団法人

日本都市センター

石川県金沢市の概要①

○人口(世帯数)¹

464,373人(198,420世帯)

○面積²

468.22平方キロメートル

○一般会計³

{ 歳入1,658億57百万円
歳出1,631億71百万円

○都市制度

中核市(平成8年に移行)



<石川県における金沢市の位置>
出典:金沢市『市政要覧』

1 金沢市HPによる推計人口(平成26年9月1日)

2 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成25年10月1日)

3 平成24年度決算



石川県金沢市の概要②

○都市の特徴

- ・金沢市と隣接する野々市市、内灘町の2市1町の区域で金沢都市計画による都市圏レベルの都市計画行政を進める
- ・戦災や大きな災害に見舞われていないため、市域には城下町の構造が残る

○中心地の渋滞問題とこれまでの対策

- ・中心地の朝夕の渋滞対策が交通政策のきっかけ
- ・主要道路である旧北国街道(国道157号等)が片側2車線であるなど、中心部の道路がそれほど広くないことや金沢城を中心にした放射状の街道筋が原因
- ・北陸自動車道により観光客の増加も影響した
- ・バス専用レーンの導入等の交通政策に加え、中心部を取り巻く3つの環状道路を整備し、迂回できる道路構造にすることで渋滞対策を行った
- ・観光客向けにパークアンドライド施策を県と共同で行う



公共交通の現状①

○市内を運行する公共交通

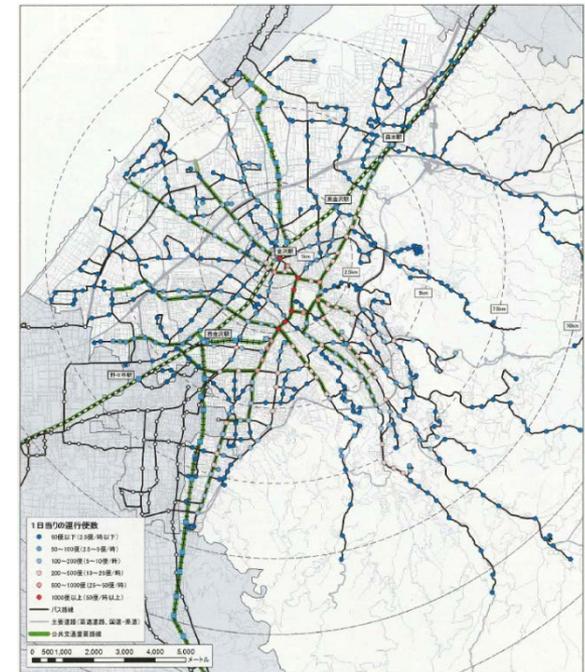
[バス]

- ・民間路線バス(北陸鉄道・西日本JRバス)
- ・金沢ふらっとバス(市の委託事業)
- ・兼六園シャトル(北陸鉄道)
- ・城下まち金沢周遊バス(北陸鉄道)

[鉄道]

- ・JR西日本(北陸本線・七尾線)
- ・北陸鉄道(浅野川線・石川線)

- バスは北陸鉄道のシェアが非常に高い
- バス路線は金沢駅・武蔵・香林坊を中心とした放射状ネットワークである
- 昭和42年に路面電車を廃止
- 平成27年3月に北陸新幹線の開業



<バス停別運行便数(終日)>

出典: 金沢市提供資料



公益財団法人

日本都市センター

公共交通の現状②

○公共交通利用者数の減少

- ・全体的に減少傾向
- ・市内線では平成17年より横ばい傾向への変化が見られる

○交通事業者の状況

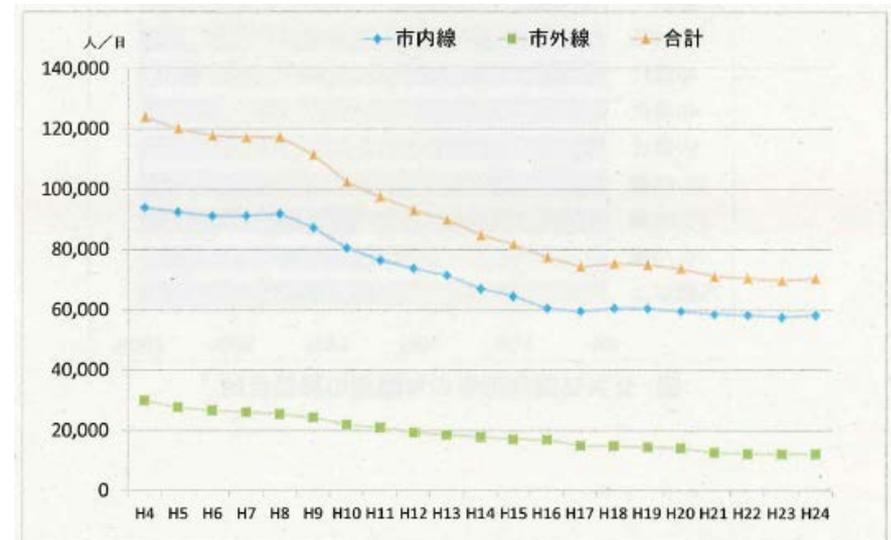
- ・北陸鉄道の営業収益(平成25年度)⁴

}	バス事業: 95億36百万円 (前年度比0.8%増)
	鉄道事業: 5億4百万円 (前年度比2.3%増)

○行政支出

- ・交通関係予算: 4億54百万円⁵
(一般会計予算: 1,615億40百万円)

[内訳] 二次交通案内充実費、都市内交通体系構築費、自転車対策費、公共交通市民意識啓発費、公共交通活性化推進費



<乗り合いバスの利用者数の推移(金沢市関連)>

出典: 金沢市提供資料

4 北陸鉄道プレス資料(金沢市提供)

5 金沢市「平成26年度当初予算」より独自に集計



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要① —取組みの目的—

- 少子高齢社会での移動手段の確保
 - ・高齢者の移動手段の確保は重要
- 環境問題への対応
 - ・マイカー等のCO₂排出抑制のために公共交通の利用促進は重要
- 交通基盤の整備に限界
 - ・都市構造上、道路をはじめとする交通基盤の整備に限界がある
 - ・整備済道路や多車線道路の割合は福井市・富山市に比べ低い
- まちなかの賑わい創出
 - ・公共交通利用者の方がまちなか滞在時間が長い
 - ・都市構造も踏まえ、まちなかの歩行者・公共交通を優先する
- 北陸新幹線の開業
 - ・マイカーを利用しない来街者の移動手段を確保する必要がある



取組みの概要② —組織・体制—

○交通政策部

- ・交通政策課と歩ける環境推進課で連携して交通政策を推進
交通政策課……………総合交通体系の整備、公共交通の利用促進、
駐車場の適正配置 等
- 歩ける環境推進課…ふらっとバスの運営、歩けるまちづくりの推進 等

○まちづくりに関する庁内連携

- ・まちづくりに関係する部署は同フロアに集約
- ・まちづくりフロア連絡会議を月1回開催
- ・都市開発に関係する部署のまちづくり情報連絡会議を必要時に開催

○庁外との連携

- ・第2次交通戦略の検討委員会には、県(都市計画課・交通政策課)や学識者、交通事業者、警察等が参加する
- ・周辺の市・町と協議を行い、第2次交通戦略にもオブザーバーで参加
- ・県と平成12年度から公共交通利用環境改善のための社会実験等を行う



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要② —組織・体制—

○新金沢交通戦略（平成19～27年）

- ・新金沢市総合交通計画の具体的な行動計画として策定
- ・交通環境の違いに基づき4つのゾーンに区分
- ・各ゾーンやゾーン間の連携のための基本方針や施策を定める

○金沢交通まちづくり計画（平成20～27年）

- ・基本方針や目標、今後の取組み等を具体的に定める

○交通戦略を支える条例

- ・3つの条例が相まって骨格的な枠組みを構成

- 歩けるまちづくり条例
- 駐車場適正配置条例
- 公共交通利用促進条例



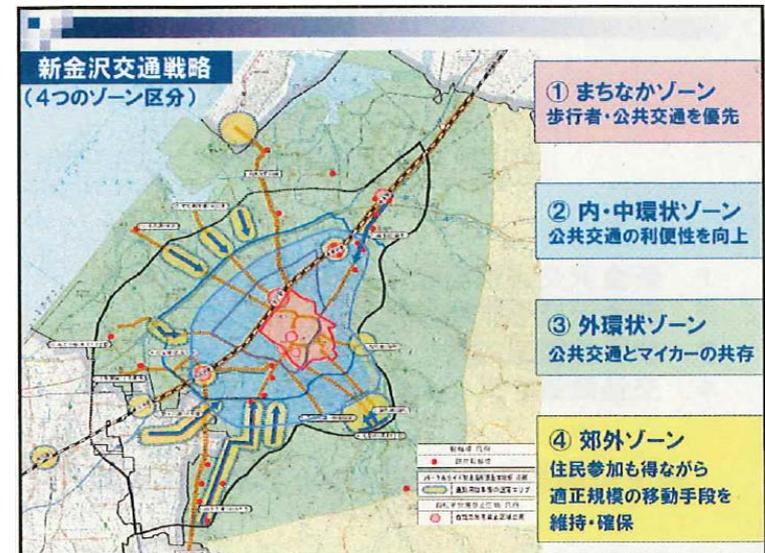
取組みの概要③－4つのゾーン区分－

○まちなかゾーン

- ・路線バスやふらっとバス等による高水準な域内モビリティの確保
- ・歩けるまちづくりの推進
- ・公共交通空白地域等の解消
- ・バス待ち環境の整備
- ・バス専用レーンの活用
- ・まちなか駐車場の適正配置 等

○内・中環状ゾーン

- ・多方向へのモビリティの確保
- ・環状バスの運行
- ・近隣駅の交通結節点機能の強化整備
- ・サイクル・アンド・ライドの促進 等



<新金沢交通戦略「4つのゾーン区分」>

出典：金沢市提供資料



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要③－4つのゾーン区分－

○外環状ゾーン

- ・公共交通とマイカーの共存
- ・パーク・アンド・ライドの環境整備と利用促進 等

○郊外ゾーン

- ・公共交通重要路線までの移動手段の確保
- ・地域特性に応じたモビリティの確保のための取組み支援
- ・オンデマンドシステムの導入 等

○ゾーン間の連携

- ・公共交通重要路線への重点的施策の展開 等

○市域全体として

- ・料金低減や利用環境の整備 等



<目指すべき交通体系>

出典: 金沢市提供資料



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要④—戦略を支える条例—

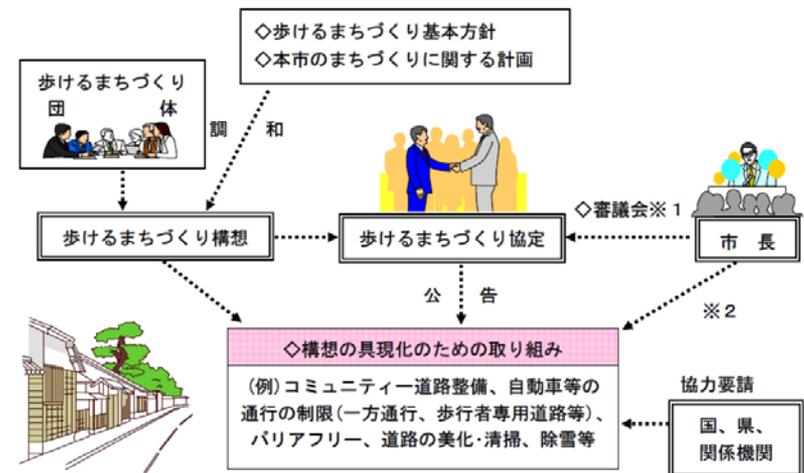
◆歩けるまちづくり条例⁶（平成15年4月1日施行）

○概要

- ・歩けるまちづくりを総合的に推進することを目的
- ・基本理念や市・市民・事業者の責務を規定

○まちづくり協定による取組みの支援

- ・歩けるまちづくり構想を策定した団体（主に町会）と市長が協定を締結できる（現在6団体と締結）
- ・通過交通の抑制のための通行制限や歩行者の安全確保を図る
 - 細街路の一方通行化（主計町地区）
 - 一部通行禁止（長町武家屋敷地区）等
- ・地区の住民も制限を受けるため、十分な理解を得る必要がある



<歩けるまちづくり構想から構想の具現化への流れ>

出典：金沢市『新金沢交通戦略』

6 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要④－戦略を支える条例－

◆ 駐車場適正配置条例⁷ (平成18年4月1日施行)

○ 概要

- ・街並みの連坦性、都市環境の形成、中心市街地の機能の維持等を目的
- ・基本理念や市・市民・事業者の責務を規定

○ まちなか駐車場区域の指定

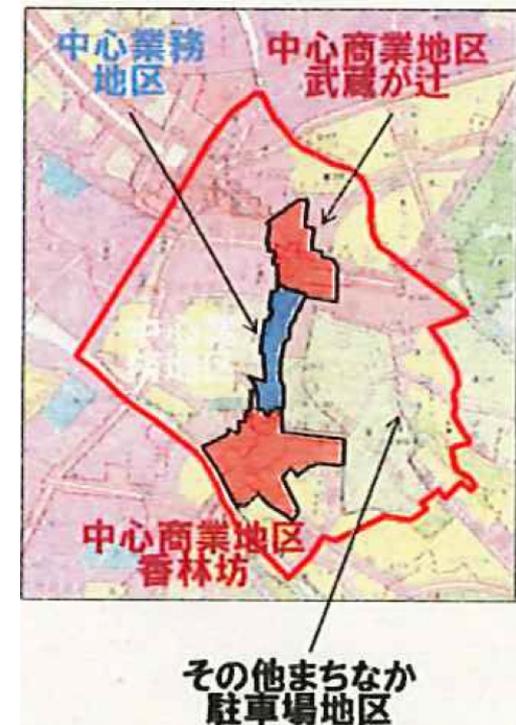
- ・50m²以上⁸の駐車場新設等の際に届出を義務化(罰則なし)

○ まちなか駐車場設置基準の設定

- ・交通渋滞の緩和や歩行者の安全性・回遊性の確保に関する事項等を定める

○ 助言・指導

- ・基準に適合しない場合は助言・指導を行う
- ・罰則がないため届出がないケースもある
- ・事前相談に来るケースは増えた



<まちなか駐車場区域>
出典: 金沢市『新金沢交通戦略』

7 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例

8 駐車場法では、500m²以上の駐車場を設置する際には届出をしなければならない(同法第12条)



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要④－戦略を支える条例－

◆公共交通利用促進条例⁹(平成19年4月1日施行)

○概要

- ・良好な都市内交通環境の形成を目的
- ・基本理念や市・市民・事業者・公共交通事業者の責務を規定

○基本的な施策

- ・まちなかにおける公共交通の利便性の増進
- ・郊外とまちなかを結ぶ公共交通重要路線の利便性向上
- ・郊外におけるパーク・アンド・ライドの利用促進

○公共交通利用促進協定の締結

- ・公共交通の利用を促進しようとするものと公共交通事業者との間で締結した協定が利用促進に寄与すると認められた場合、市長が認定・支援を行う(過去1件)
- ・金沢大学と北陸鉄道とのバストリガー協定(平成18年度)を制度化

9 金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例



取組みの概要④－戦略を支える条例－

◆公共交通利用促進条例

○交通不便地域での協定による計画の具現化

- ・交通不便地域において地域交通計画を策定した団体と市長が協定を締結できる(現在0件)

○地域交通計画に基づく具体的な取組み(協定は未締結)

- ・大浦・内川地区(山間・臨海地区)で地域運営のコミュニティバスを導入
- ・平成24～25年の社会実験を経て、平成26年より本運行
- ・利用者の会費を基に、連合町会(小学校区単位)が運営(運行は委託)
- ・運行ルート・ダイヤ等は自分たちで決定(アンケートも実施)
- ・児童の通学¹⁰のための定期便の要望から始まった(内川地区)

○行政補助

- ・運行費用の赤字分(収入を差し引いた額)に対して補助を行う¹¹
- ・補助率は世帯数に応じて6/10～8/10
- ・中心部行きの公共交通が10本/日以下の地域を補助対象とする(内規)

10 内川小中学校は特認校で、自ら交通手段を確保できれば全市域からの通学を認めている

11 金沢市郊外地域運営バス等運行費補助金交付要綱



取組みの概要④－戦略を支える条例－

○条例制定の背景

- ・市民にとって住みやすい都市環境の整備
- ・持続可能なコンパクトシティの形成
- ・それぞれの責務の明確化により自助努力を喚起

○条例の制定にあたって

- ・いずれの条例も金沢市で独自に制定

○まちづくり協定等の締結や合意形成のプロセス

- ・地区内で協議を行い、地区住民の合意を得た上で、地区で構想や地域交通計画等を策定する
- ・市も策定に協力し、必要に応じて警察等とも連携を図る
- ・協定は構想や地域交通計画等に基づいて締結されるため、概ね住民合意は得られている

○交通不便地域での地区交通計画等について

- ・地域や受益者の負担で地区内のバス等を運行するには、住民の生活スタイルを公共交通に合わせていくなど使う意識を共有することが大切



取組みの概要⑤—第2次金沢交通戦略—

○第2次金沢交通戦略（平成28年～）の策定に向けて

- ・平成26年度より調査・検討を開始
- ・平成27年度のとりまとめ・策定を予定

○交通戦略の方向性

- ・現在の交通戦略（平成19～27年）の方向性を維持
- ・新たに社会経済情勢等の変化を加味

新幹線開業による二次交通施策

市内公共交通ネットワークの充実

郊外ゾーンにおける地域主体の移動手段確保の取組み支援

現在の道路・混雑状況に即したパーク・アンド・ライドの見直し 等

○他の計画との連動性

- ・同時期に策定を目指す立地適正化計画の内容を考慮

○検討委員会

- ・学識者、国、県、県警、交通事業者、関係団体等により構成
- ・隣接市町の意見も取り入れたい



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要⑥ーバストリガー方式ー

○協定による利用促進の取組み

- ・平成18年、金沢大学と北陸鉄道がバストリガー協定を締結
- ・大学までの区間を割安運賃に設定し、収入が目標を上回れば、次年度以降も継続する内容

○協定内容

- ・平成18～22年度・・・地区運賃100円実験
- ・平成23～25年度・・・トリガー実験定期券の導入

○実験結果を受けて

- ・利用者が定着し、一定の需要が見込めるようになった
- ・平成26年度から割安定期券の販売に移行

○協定の影響

- ・平成19年に策定した公共交通利用促進条例に公共交通利用促進協定に関する条項¹²が入れられた
- ・平成23年からは、条例に基づく協定として締結し、金沢市の認定を受けた(第1号認定)

12 金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例第13条



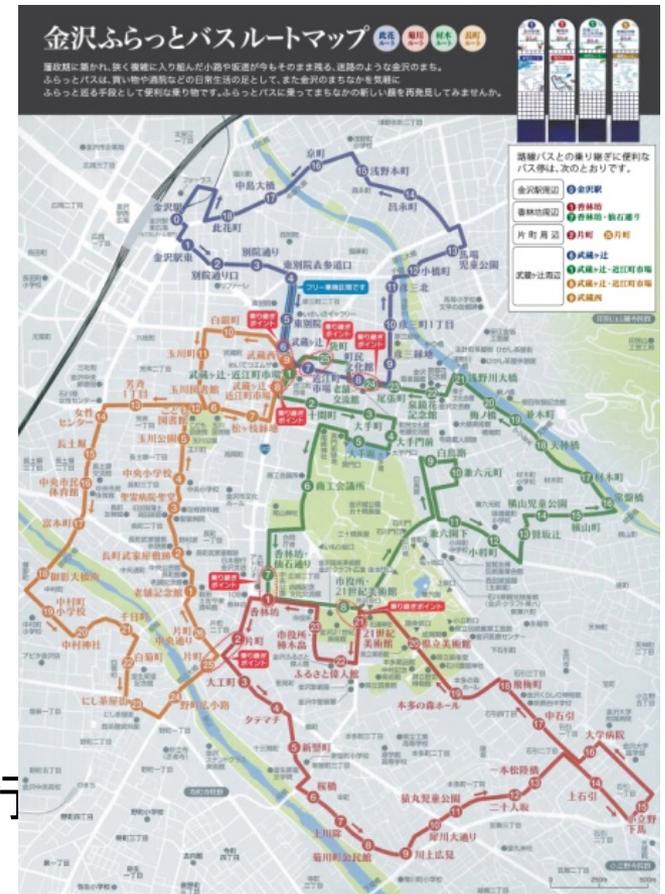
取組みの概要⑦—その他取組み—

○ふらっとバスの導入

- ・まちなかの公共交通空白地域の解消を目的
- ・此花・菊川・材木・長町の全4ルート
- ・民間交通事業者に委託
此花・菊川・材木・・・北陸鉄道
長町・・・西日本JRバス
- ・運行経費：91百万円(平成26年度予算)

○民間周遊バスの社会実験

- ・来街者の二次交通の充実を目的
- ・兼六園シャトルの平日運行
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)
- ・城下まち金沢周遊バス逆まわりルート運行
(平成25年8月3日～9月29日)
- ・社会実験後いずれも本格運行された



<ふらっとバスルートマップ>
出典：金沢市HP



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要⑦－その他取組み－

○バス利用環境の整備

- ・金沢駅東口及び西口バスターミナルの整備
- ・主要観光地別バス発車案内システムの整備
- ・武蔵ヶ辻バス停留所の整備(乗換案内を1か所に集約)
- ・バス停のシェルター(屋根)やベンチの整備



<金沢駅東口バスターミナルの様子>



<主要観光地別バス発車案内システム>



<武蔵ヶ辻バス停の様子>



公益財団法人

日本都市センター

取組みの概要⑦－その他取組み－

○バス専用レーン

- ・昭和46年より、朝夕の通勤・通学ラッシュに実施
- ・中央線変移システム(リバーシブルレーン)も導入
- ・今後、バス専用レーンの規制時間を拡大する社会実験の実施を目指す

○パーク・アンド・ライドシステム「Kパーク」

- ・通勤・通学者を対象
- ・郊外の大型商業施設等の駐車場を利用
- ・商業施設等の商品券(3,000円/月)の購入が条件(一部を除く)
- ・専用定期券は通常運賃の4割引(通常の定期券は3割引)

○レンタサイクル「まちなのり」

- ・サイクルポート(貸出・返却拠点)を19ヶ所設置
- ・どのポートでも自転車の貸出・返却可能



<Kパークのロゴ>

出典:金沢市HP



公益財団法人

日本都市センター

その他ヒアリング結果

○行政・交通事業者・市民の関係性について

- ・行政：施策の策定・実施
- ・市民：理解と関心、施策への協力、公共交通利用の努力
- ・交通事業者：利便性向上の努力、施策への協力

○都市整備やまちづくりに関連した交通政策について

- ・交通結節点の整備（西金沢駅・東金沢駅・森本駅の周辺整備）
- ・駅前広場、橋上駅舎・自由通路、駅へのアクセス道路などの整備
- ・駅周辺の商業地、宅地開発に伴う用途地域、地区計画による土地利用の誘導

○交通政策基本法の制定や関連法の改正について

- ・第2次金沢交通戦略のベースに地域交通網形成計画を策定予定
- ・改正土地特別措置法に基づき、立地適正化計画を策定予定



参考資料

○金沢市『新金沢交通戦略』

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11031/keikaku/shinsenryaku/sinsenryaku.html>

○金沢市『金沢市交通まちづくり計画』

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11031/keikaku/machidukuriplan/machidukuriplan.html>

○金沢市HP「金沢の交通政策」

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11031/>

○金沢市提供資料

